

「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）」及び「利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）」についての意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間：2024 年 10 月 10 日～2024 年 11 月 8 日

○ 意見提出数：21 件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	トレンドマイクロ株式会社	8	ソフトバンク株式会社
2	JCOM 株式会社	9	株式会社 NTT ドコモ
3	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	10	KDDI 株式会社
4	一般社団法人テレコムサービス協会	11	楽天モバイル株式会社
5	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	12	アマゾンジャパン合同会社
6	一般社団法人安心ネットづくり促進協議会	13	一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会
7	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会		個人（8 件）

「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）」に対する意見及びこれに対する考え方（案） 3

「利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）」に対する意見及びこれに対する考え方（案） 19

共通..... 44

「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）」に対する意見及びこれに対する考え方（案）

提出された御意見	御意見に対する考え方（案）	御意見を踏まえた案の修正の有無
全般		
ICT サービスを悪用した特殊詐欺及びフィッシングをより効果的に防止するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）等も踏まえながら、特殊詐欺及びフィッシングへの更なる対策として、SMS の不適正利用対策及び携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法等の見直しの方向性が示されたことは大変時宜を得たものと存じます。 日本スマートフォンセキュリティ協会としては、IoT、スマートフォンの安全・安心な利活用を推進しており、本報告書に賛同いたします。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
はじめに		
「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえながら特殊詐欺対策を実施してきたものの、「ICT サービスを悪用した特殊詐欺及びフィッシングをより効果的に防止するため、更なる対策を講じる必要がある」（P2）としていることに同意します。更なる対応を講じることは国民を詐欺から守る上でも極めて重要であるところ、引き続き貴省においてその推進を主導して頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
第1部 SMS の不適正利用対策		
第2章 対策の方向性		
整理内容、方針に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
1 SMS フィルタリングサービスを活用したマルウェア感染端末の特定・注意喚起の推進		
注意喚起を行うことに賛同します。 （理由） 消費生活相談の現場において、マルウェアに感染し、意図せず SMS を不特	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無

定多数に送付したという相談が寄せられています。高齢者は android スマホの所有率が高いため、通信の秘密の窃用等の問題を法的にクリアし、同社スマホの利用者への注意喚起が行えるようにしてもらいたいと思います。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】		
お客様の有効な同意を得た上で、マルウェア感染端末を特定し、個別に注意喚起を行う方向性に賛同いたします。 お客様への損害の拡大防止を図り、スミッシングメッセージの拡散の抑制について、慎重に検討を行いつつ、包括的に推進してまいります。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
「通信キャリアが、事業者自身の SMS フィルタリングサービスでブロックした SMS の通信内容等を用いて注意喚起すべきマルウェア感染端末を検知し、（略）特定した利用者に対して電子メールの送付等の方法により注意喚起を行うこと」（P11）は利用者の安心・安全な通信環境の確保に繋がる有効かつ不可欠な対応であることから、不正 SMS 対策としてこれが挙げられていることに賛同します。 なお、「利用者の有効な同意を得た上でマルウェア感染端末を特定し、（略）スミッシングメッセージの拡散の抑制の取組が包括的に推進されることを期待する」（P13）という点については、通信の秘密の保護に関わる内容であることから引き続き貴省において整理を進めて頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。 また、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
通信キャリアが提供する SMS フィルタリングサービスでブロックした SMS の通信通内容等を用いて注意喚起すべきマルウェア感染端末を検知し、通信に係るログ情報を利用し、マルウェア感染端末を使用している利用者を特定の上、個別に注意喚起を行う取組については、上述の条件を満たす場合には、契約約款等による包括同意であっても本件対策を行うための通信の秘密に属する事項の利用等について有効な同意であるということができ、有効な同意に基づいて実施するのであれば、通信の秘密の侵害に当たらないと整理することができる。 左記によって、マルウェア感染による不正な SMS 発信以外の、利用者が意	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

図して行った利用履歴までもが拾い上げられることのないよう、取得方式の検討を望みます。また、取得した利用履歴が目的外利用されることのないよう、データの慎重な管理を望みます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】		
現状、通信の秘密に該当する情報を取り扱うマルウェア感染対策の実施検討においては、利用者への受容性調査を実施し「利用者が通常求める対策」であることを定量的に確認しております。 一方で迷惑 SMS 等によるマルウェア感染のパターンは多様化・複雑化しており、迅速かつ継続的な対策実施が求められることから、マルウェア感染対策の内容が明らかに「利用者が通常求める対策」であると想定される場合は、受容性調査の実施なく契約約款等での包括同意取得に基づく対策実施を可能とする整理を要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	注釈 21 は、本取組について「利用者が、事業者において通信の秘密を取り扱うことについて通常承諾すると想定し得るか」を検討する過程で参考情報として記載したものです。 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
不正な SMS のうち非常に大きな割合を占める原因がマルウェア（XLOADER（別名 MoqHao）および KeepSpy が主たるマルウェアであると認識しています）であるのであれば、マルウェアに対して不正 SMS 送信命令を発行している攻撃者の既知の指令サーバ（C&C サーバ）通信を IP アドレスおよびポート番号をベースに検知（ブロック）することのほうが遥かに効率が良いようにも考えられるため、同端末及び回線利用者への注意喚起だけでなく、通信事業者による一定の条件における通信のブロックを可能にするための法的整理も、今後の検討課題としていくべきである。 【トレンドマイクロ株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
利用者への注意喚起は非常に大切だが、利用者視点で考えた場合には、下記のようなインシデント対応も含めた検討が必要である。 ①端末側でのマルウェアの特定と駆除 ②再発防止策（セキュリティソフトの利用、機能設定の見直し、啓発活動など） マルウェア対応や対策の知見があるセキュリティベンダとの連携も取り組みとして検討いただきたい。 【トレンドマイクロ株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
2 スミッシングメッセージの申告受付の推進		

スミッシングメッセージ等の迷惑 SMS の申告データを事業者横断で活用できるようにする仕組みの構築の方向性に賛同いたします。 迅速で実効的な迷惑 SMS 対策を検討してまいります。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
3 SMS 関連事業者による業界ルールの策定		
SMS 発信元の明確化・透明化に係る取組や SMS 認証代行事業者等の悪質事業者への対策などを盛り込んだ業界 ルールを策定し、正規メッセージがしっかり正規のものと分かる形で配信されるよう、効果的な対策を実行する必要がある。 左記の対策実行に賛同します。 (理由) キャリア等が既にスミッシングを防ぐ取組を行っているので、業界ルールをさらに整備し、不正な SMS 発信を根絶することを希望します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
本内容に賛同いたします。 当協会 MVNO 委員会といたしましても、SMS 不適正利用対策事業者連絡会での取組を通じて、MVNO における SMS による不正利用対策の横展開および利用者への周知啓発に努めてまいります。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
SMS 配信に関する業界ルール策定の方向性に賛同いたします。事業者間で連携し、ルールの策定を推進してまいります。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
4 迷惑 SMS 対策に係る周知啓発の推進		
迷惑 SMS 対策に係る周知啓発推進の方向性に賛同いたします。 官民で連携を行うとともに、迷惑 SMS 対策や最新情報の発信など検討してまいります。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
Google や Apple が RCS 対応を進めているため主要 IT 企業との連携も大切である。 また、RCS を活用することで SMS よりも安全になる部分もあるが、RCS の	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

E2EE などが進むと網側でのセキュリティ検査が困難になる問題などもあると思う。すでに RCS を使った詐欺なども確認されている。 つまり、「RCS は安全」という雰囲気の影響にならないように、「時代が RCS に移行していくため、利用者には端末側でのセキュリティ対策や詐欺対策も求められる」ことも上手く伝える必要がある。 報告書には「自主的な防衛を推進することが必要である。」とも書かれているが、人間のリテラシーやスキルに依存しない、ツール（セキュリティソフトやサービス）の活用を促すことも検討いただきたい。 【トレンドマイクロ株式会社】		
第 2 部 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法等の見直し 第 2 章 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法等の見直しの方向性		
携帯電話の不正利用抑止に資する取組みであり、対策実施の方向性に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
本人確認の強化については不適正利用対策に有効であり、本報告書記載の方針に賛同いたします。 一方、対面での読み取り義務付けにともない手続きの煩雑化、複雑化が想定されます。事業者に対して相応の措置期間の設定とあわせて、幅広く利用者層への周知を丁寧に行う必要があると考えます。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。 本見直しに係る携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号。以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）の施行に当たっては、必要な周知・広報を行ってまいります。	無
今般取りまとめられた本人確認方法等の見直し内容（対面契約時、IC チップの情報を読み取る等デジタル技術を活用した方法への変更等）への対応に当たり、事業者としては、当該対応に関する運用変更のみならず、IC チップを読み取るための機器導入や新たな本人確認に対応するシステムの開発・改修等が必要です。そのため、各種対応が必要となる実情に配慮した、実現可能な準備期間が設けられることを要望いたします。 【JCOM 株式会社】	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無
本内容に賛同いたします。 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（令和 6 年度第 1 四半期（6 月末））より、一次 MVNO・二次以降 MVNO を合算すると 2024	本文の記載への賛同の御意見として承ります。 本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則	無

年第1四半期時点で約1,981事業者あるMVNOをはじめ、多くの事業者において本見直しによる新たな本人確認方法の導入等の対応が必要になることが見込まれておりますことから、施行時期につきましては、十分な準備期間をもっていただくことを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	
本人確認方法見直しに伴うシステム対応を観点から、携帯電話不正利用防止法施行規則改正内容の確定から施行まで、最低1年以上の期間を設けることを要望いたします。 【株式会社NTTドコモ】	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無
報告書（案）P.27の「見直しに当たっては、デジタルディバイド等への対応や利用者への本人確認の目的やその重要性の説明等にも配慮する必要がある。」に賛同いたします。 そのうえで、利用者理解の促進のためには、事業者のみならず、総務省においても見直しの目的およびその具体的方法等について利用者に十分に周知されることを要望いたします。 例えば、マイナンバーカードの公的個人認証利用時のパスワード失念による当該パスワード変更の手間や、非対面契約時にICチップ読み取りに対応したスマートフォンを保持していない利用者において非電子的な確認方法が必要になるなど、従来の方法からの見直しによって混乱が生じる可能性も考えられます。そのため、利用者に見直し内容を認知いただくためにも、十分な周知が行われるべきだと考えます。 【JCOM株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行に当たっては、必要な周知・広報を行ってまいります。	無
本報告書案に記載のとおり、犯罪手口の巧妙化、多様化、特殊詐欺被害の拡大に対し、事業者としては引き続き適切な本人確認の実施が必要と考えます。 特に、券面が精巧に偽変造された本人確認書類の使用に伴う不正契約や、「SIMスワップ」の発生など、従来の確認方法では見破ることが困難になって来ている現状に鑑み、デジタル技術を活用した方法についても、事業者として真摯に対応することが必要と考えます。 一方で、デジタル技術を活用した本人確認の制度化に際しては、マイナンバーカードなどICチップを搭載した本人確認書類の十分な普及に加え、利	本文の記載への賛同の御意見として承ります。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等については、関係者から意見を頂きながら、検討を進めて参ります。	無

用者、事業者双方に対して負担がかからない仕組みの構築、デジタルデバイドの対応や ICT リテラシーの向上など、幅広い検討が必要不可欠です。加えて、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺は、データ通信契約など、本報告書案に記載されるものに留まらず、様々な方法が想定される犯罪行為であり、それら法の対象外となる契約、サービスに関しても犯罪抑止の観点から議論の必要性があるものと考えます。 これらの状況を踏まえ、本件については引き続き関係者間で詳細な検討を進め、特に総務省と事業者間においては十分な期間をもって、丁寧に議論を進めていただくよう要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】		
携帯電話は現代社会において必要不可欠な存在であり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にも示しているように「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を実現するには携帯電話の契約も必要不可欠である。 一方、今までの政府答弁においてマイナンバーカードの取得は義務化ではないと答弁したにもかかわらず、マイナンバーカードに搭載されている IC チップを活用した公的個人認証による確認方法は国民に強制的にマイナンバーカードを義務付けことになる。 そうすると、マイナンバーカードを取得しないと、携帯電話の契約もできなくなり、結局取り残され、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」をも実現できなくなる。 また、本人確認書類の券面の精巧な偽変造が可能となっていることは、本人確認書類の券面設計の問題にすぎず、日本銀行券の偽造防止技術を駆使すれば、本人確認書類の真正性も担保できる。また、IC チップが必ずしも偽造できない根拠も存在しない。 【個人】	近年における携帯電話の不正契約の実態に鑑み、対面契約時におけるデジタル技術を活用した本人確認方法の導入に係る方向性をお示したところですが、これに併せて、何らかのやむを得ない理由により IC チップ付本人確認書類を所持できない場合等においては、例外的に、代替手段として、非電子的な確認方法を認めることとしております。 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
1 非対面における券面を確認する方法の廃止		
犯罪の手口が急激に巧妙化、多様化することにより引き起こされる詐欺等の被害が加速度的に拡大している状況に対し、非対面での取引において、不正利用につながる本人確認方法を廃止することについて賛同します。 なお、非対面での契約については、窓口ごとに異なるシステムで成り立つ	本文の記載への賛同の御意見として承ります。 本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無

ているケースもあることから、それら全てにおいて改正内容に沿った適切な仕組みを導入するために、施行にあたっては、十分な準備期間を設けていただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】		
「本人確認書類の写しを用いた非対面における本人確認方法は廃止することが適当である」(P25)とされていますが、廃止対象となる本人確認方法の利用実態や、その廃止による国民への影響の程度を考慮し、廃止まで十分な準備期間等を設けて頂きたいと存じます。 【楽天モバイル株式会社】	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無
公的個人認証やチップ情報の読み取りを伴う eKYC などに確認方法が限定されることで、該当する本人確認書類を所持しない利用者は非対面による契約が困難となるため、マイナンバーカードをはじめとする IC チップを搭載した本人確認書類の普及が必要であり、政府広報をはじめ、社会全体での周知啓発が重要であると考えます。 また、制度化に伴い、事業者のシステムの改修や、公的個人認証サービスの電子証明書手数料など、相応の負担が必要になると考えられ、その普及に向けてはこれら負担を最小化する必要があると考えます。 以上を踏まえ、下記下線部の追記を要望します。 【修正案】 1 非対面における券面を確認する方法の廃止 本人確認書類の写しを用いた本人確認では、偽変造の看破が困難なことに鑑み、本人確認書類の写しを用いた非対面における本人確認方法は廃止することが適当である。(第3条第1項第1号ハ、ヘ等) <u>なお、IC チップを読み取る等デジタル技術を活用した方法による本人確認の実施に際しては、マイナンバーカードをはじめとする IC チップを搭載した本人確認書類の普及を前提とし、利用者及び事業者の負担とならないよう配慮が必要である。</u> 【ソフトバンク株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
本人確認書類の写しを用いた本人確認方法の廃止に伴い、本人確認方法を JPKI、eKYC(IC チップ読取)に限定した場合、IC チップ付書類未保持のお客	非対面における本人確認においても、住民票の写し等の偽造・改ざん対策が施された本人確認書	無

様は非対面での携帯電話契約が不可（及び非対面受付限定となる料金プランでの携帯電話契約が不可）となることが想定されます。 ICチップ付書類未保持を理由に携帯電話契約不可となることは、電気通信事業法第121条における役務提供義務違反に該当しないことの明確化を要望いたします。 【株式会社NTTドコモ】	類を送付するとともに、当該本人確認書類に記載された住居に宛てて携帯電話端末等を転送不要郵便物等で送付する方法を存置する予定です。 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	
2 対面における電子的な確認方法の義務化		
対面での取引において、「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえつつ、更なる対策を講じることについて賛同します。 なお、全国の携帯電話販売店だけでなく、訪問でのご契約時など、対面で本人確認を行うケースは種々あることから、それら全てでICチップを読み取る等のデジタル技術を活用した仕組みを導入するために、施行にあたっては、十分な準備期間を設けていただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。 本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無
チップ情報を読み取る確認方法など、デジタル技術を活用した本人確認については、不正契約を防止する手段として有効と考えます。 しかしながら、例えば免許証の読み取りに関しては、2種類4桁のパスワードを入力しなければ本人特定事項の読み取りができないといった制約があり、利用者が暗証番号を覚えていない場合の対応など、多くの課題があります。適切に本人確認を実施するためには、システム改修や運用フローの確立、利用者への十分な周知啓発等が必要であり、読み取る情報や照合が必要な情報といった具体的かつ詳細な内容の整理も必要です。 したがって制度化にあたっては、十分な時間と丁寧な議論をすべく、検討の早期開始を希望します。 以上を踏まえ、下記下線部の追記を要望します。 【修正案】 2 対面における電子的な確認方法の義務化 携帯電話の不正契約に使われた本人確認書類において、精巧に偽変造された本人確認書類が多く使われている実態に鑑み、対面（特定事項伝達型本人限定受取郵便を用いる場合を含む）での本人確認においては、ICチップ	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行に当たっては、いただいた御意見を参考にしつつ、事業者や利用者への過度な負担とならないよう、事業者のみならず政府においても必要な周知・広報を行うとともに、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無

を読み取る等デジタル技術を活用した方法により本人確認を実施することが適当である。(第3条第1項第1号イ、ト等) <u>ただし、当該方法については、利用者及び事業者の負担とならないよう配慮が必要である。</u> 【ソフトバンク株式会社】		
「対面（特定事項伝達型本人限定受取郵便を用いる場合を含む）での本人確認においては、ICチップを読み取る等デジタル技術を活用した方法により本人確認を実施することが適当である」(P25)とされているところ、その円滑な普及のため、また事業者への過度な負担とならないよう、周知やシステム開発に要する期間を考慮した十分な準備期間等を設けていただきたく存じます。 また、厚生労働省がマイナンバーカードの健康保険証利用の促進のため実施している取組を参考に、「ICチップを読み取る等デジタル技術を活用した方法」の利用促進のための支援策等を検討いただきたく存じます。 【楽天モバイル株式会社】	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行に当たっては、いただいた御意見を参考にしつつ、事業者や利用者への過度な負担とならないよう、事業者のみならず政府においても必要な周知・広報を行うとともに、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無
この意見に賛同します。 P22⑧の問題をクリアして早期の導入に期待します。 (理由) 身分証明書等の偽造精度が向上し、キャリアショップの販売員レベルでは偽造を見破るのが難しくなっていると想像されます。不適正契約を防ぐため、購入者のプライバシーに配慮しつつ、埋め込まれたICチップを利用した本人確認する方法（手順）の確立が必要と考えるためです。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
3 例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置		
チップ情報の読み取りを必要とするeKYCの利用や、顔写真付き本人確認書類の限定などの確認方法の制度化については、該当する本人確認書類を所持しない利用者への一定の配慮も必要です。この点、不適正利用対策に関するワーキンググループ（第6回）の総務省資料に記載された、非電子的方法の例である原本送付＋転送不要郵便方式は、利用者及び事業者共に負担が生じ、代替的な確認方法としては現実的ではないと考えます。 例外的な確認方法としての非電子的な確認方法については、不正契約の抜	本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行に当たっては、いただいた御意見を参考にしつつ、事業者や利用者への過度な負担とならないよう、事業者のみならず政府においても必要な周知・広報を行うとともに、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。	無

け道にならぬよう、かつ利用者、事業者双方にとって負担とならないような方法を検討すべく、事業者との十分な議論、検討の場を用意していただくよう要望いたします。 以上を踏まえ、下記下線部の追記を要望します。 【修正案】 3 例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置 2に記載のとおり、対面における本人確認についてもデジタル技術を活用する方法に移行することが必要だが、何らかのやむを得ない理由により IC チップ付本人確認書類を所持できない場合等においては、例外的に、代替手段として、非電子的な確認方法を認めることも考えられる。(第3条第1項第1号ロ等) <u>ただし、当該確認方法については、利用者及び事業者には負担とならないよう、また、容易に不正契約が可能な方法とならないよう配慮が必要である。</u> 【ソフトバンク株式会社】		
携帯電話のご利用を望んでいるにもかかわらず、お客様のやむを得ない事由により、IC チップ付本人確認書類をご持参できず、ご契約いただけないことは、お客様の利便性の低下につながりかねないことから、例外的な非電子的な確認方法を認める方向性に賛同します。 なお、具体的な例外方法を検討するにあたっては、お客様の利便性と偽造等不正利用への対策とのバランスに留意した慎重な検討が必要と考えます。 また、IC チップ付本人確認書類をご持参いただいた場合でも、事前に暗証番号の必要性を認識せず、暗証番号を忘失したままご来店されるなど、IC チップの読取りが完了できないことも想定されます。そのため、施行にあたっては、「本人確認において IC チップの読取りが必要となること」、また、「そのために暗証番号を記憶しておく必要があること」等を、国から国民に対して、幅広く周知していただけるよう、要望します。 【KDDI 株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。本見直しに係る携帯電話不正利用防止法施行規則の施行に当たっては、必要な周知・広報を行ってまいります。	無

例えば外国大使館員/在日米軍/外交官/領事官/国際機関職員は、現状 IC チップ付本人確認書類の取得ができないため、非電子的な確認方法を認めることの明確化を要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
「何らかのやむを得ない理由により IC チップ付本人確認書類を所持できない場合等においては、例外的に、代替手段として、非電子的な確認方法を認めることも考えられる」と記載のあるところ、実際にこれが制度化されることとなった際には、当該非電子的な確認方法を認める場合についての判断基準を具体的に示して頂きますようお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
4 登記情報提供サービスとの連携による確認方法の導入 5 法人の契約担当者の本人確認における電子証明書の導入		
法人顧客における利用者の利便性が向上することから、「登記情報提供サービスとの連携による法人の本人確認」(P25) 及び「電子証明書を用いた、法人の契約担当者の本人確認」(同) について「携帯電話不正利用施行規則においても代表者等の本人確認方法の一つとして認めることが適当である」(同) とする方向性に賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
6 過去の本人確認結果への依拠		
犯罪収益移転防止法においては、過去の本人確認結果に依拠する方法が認められていますが、不正利用防止法において同様の規定を追加する場合は、本報告書案に記載のとおり、「本人確認における保証レベルが高く」、「最新の本人特定事項を取得可能な本人確認を実施すること」が適当であり、依拠先としては、公的個人認証を行っている PF 事業者、SP 事業者とすることが理に適い、適切と考えます。 なお、過去の本人確認結果に依拠する方法については、これまで事業者自らが本人確認を実施してきた方法とは大きくその考え方、方法が異なるものであり、依拠先となる事業者との連携等、運用、システム改修において十分な準備が必要不可欠であることから、事業者との十分な議論、検討の場を用意していただくよう要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等については、関係者から意見を頂きながら、検討を進めて参ります。	無

「過去の本人確認結果の依拠方法としては、公的個人認証を用いて本人確認を行った結果に依拠するとともに、依拠先において多要素認証等の本人認証を実施する方法が考えられる」(P27)とあるところ、過去に一度行われた本人確認結果に依拠する形でこれを同一IDで紐づけられた他のサービスにおける本人確認にも活用することができれば当該サービスの利用者の利便性が向上するため、貴省にて総合的に検討を進めて頂きたいと存じます。 また、法人契約においても、利便性の向上やコストの削減の観点から、上記の「登記情報提供サービスとの連携にほる法人の本人確認」や「電子証明書を用いた、法人の契約担当者の本人確認」を行った結果への依拠の導入が必要と考えます。 【楽天モバイル株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
7 継続的顧客管理による確認記録の更新		
本人特定事項の変更等について確認記録に付記することについては、過去の本人確認結果に依拠する方法を採用する際に必要であるものの、それ以外の対応においては、必ずしも必要な対応ではありません。したがって、本人特定事項の変更等について確認記録に付記することは、事業者としてあくまでも任意の対応として認められるものであることが望ましいと考えます。 なお、実施に際しては、具体的かつ詳細な内容について、十分な時間と丁寧な議論、検討を行う場を設けていただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
携帯電話不正利用防止法では携帯電話の新規契約及び名義変更時における本人確認義務を規定しておりますが、携帯電話契約後の本人特定事項変更(住所変更、改称)時についても、同様の本人確認義務が適用となるか、明確化を要望いたします。 【株式会社NTTドコモ】	携帯電話不正利用防止法においては、携帯音声通信事業者に対して、携帯音声通信役務の提供に係る契約の締結時に相手方について、通話可能端末設備等の譲渡等による名義変更時に譲受人等について、貸与業者に対して、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約の締結時に貸与の相手方について本人確認を行うこと等を義務づけています。ご指摘の「携帯電話契約後の本人特定事項変更(住所変更、改称)時」については、同法に基づく本人	無

	確認義務は生じませんが、携帯電話の不正な利用の防止の観点から、事業者における自主的な取組を期待します。	
8 その他見直し事項		
券面の画像情報の保存については、以下の理由により電子的な確認方法の導入後においても制限されることがないように要望します。 ・ 券面の画像情報は、電子的な確認方法の場合においても、多種多様な、または予期せぬ不正の手口の出現を考慮すると不正契約・不適正利用の防止に資するものであり、事業者としては保存が必要と考えること。 ・ これまで事業者はプライバシーに十分に配慮し、個人情報等の適切な管理を行ってきたこと。 ・ 非電子的な方法の存置も求められていることから、電子的な確認方法と非電子的な方法が混在する状況となると考えられ、そのような中で適切かつ正確な本人確認を実施するためには、スキャンした画像情報との照合が必要な場合が十分に想定されること。 したがって、下記のとおり修正を要望します。 【修正案】 また、電子的な確認方法における確認記録への保存の在り方については、<u>プライバシーの保護や新たな不正利用のリスク対策という観点にも配慮し、慎重に取り扱うことが望ましい。</u> 【ソフトバンク株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
プライバシーの保護や新たな不正利用のリスク対策という観点からの検討は必要である一方、例えば、照合のために券面スキャンによる画像情報を取得することは、適切な審査のために必要な行為と考えます。そのため、検討にあたっては、適切な審査に必要な対応が制限されないよう配慮いただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	無
見直しと同時に、電磁的方法における確認記録の保存方法（どの国、どの企業のサーバーにどのくらいの期間保存されるか等）の見直しを行うだけ	本人確認記録は個人情報を含むことから、個人情報保護法の適用を受けるため、本人確認記録の	無

でなく、利用者にもその情報を開示することを希望します。 (理由) 価格的に有利なオンライン料金プランの普及により、今より今後非対面での契約が増えていくと思われます。非対面契約時の電子的確認方法が一般的になることには賛成します。しかし、昨今、大量の個人情報流出するインシデントが起きていることを勘案すると、身分証明書を電磁的に提出することに躊躇する人も多いのではないのでしょうか。不正利用が発覚した場合に警察からの照会に対応するためにも一定期間保存も必要と思われるので、利用者にも開示することが必要と考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	保存に当たっては事業者において、同法に基づき適切に対応すべきものと考えますが、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	
左記の対応への考慮することに賛同します。 (理由) 超高齢化社会の進展に伴い、消費生活相談の現場ではデジタルディバイド関連の相談が増えています。サポートの中に、保管方法を含め、悪用されないための啓発も含めて必要と思います。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
左記の提案に賛同します。 (理由) 既に各キャリアショップでは、マイナンバーカードや運転免許証の偽装チェックをシステム的に行っていると聞いています。スマホに搭載したカード代替電磁的記録で本人確認が行えるよう、施行規則の整備を希望します。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
その他		
金融機関でも、対面時、「官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの」を窓口で原本を直接提示することで本人確認書類として認められている。 非対面時でも、本人確認書類の写しを送付する方法や、容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報を送信する方法を本人確認方法として認められている。 携帯電話の不正契約は仮に被害が発生しても、金融機関の預金残高以上の損害は起こりえない。金融機関より厳しく規制すべきではない。	金融機関等における取引時確認義務等を定めた犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）についても、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する」とともに「対面でもマ	無

また、仮にSIMスワップが発生しても、パスワードを入手しない限り、不正送金等を行うこともできない。もし、SMS認証だけで送金できるなら、金融機関認証方法を規制すべきである。 【個人】	イナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける」方針であると承知しております。 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、携帯電話不正利用防止法における本人確認方法の在り方等について、検討を進めて参ります。	
不適正利用対策報告書について ・ 20ページの3行「25」「27」はそれぞれ「二十五」「二十七」のほうがよい。16ページの例と同様に。 ・ 22ページの本文の10行「14」は「十四」のほうがよい。 ・ 22ページの本文の10行「以下」は後段のどの記載を指すのか？ ・ 7ページの2行「あたって」は「当たって」のほうがよい。 【個人】	いただいた御意見を参考に、字句の修正を行いました。	有

「利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）」に対する意見及びこれに対する考え方（案）

提出された御意見	御意見に対する考え方（案）	御意見を踏まえた案の修正の有無
全般		
利用者情報報告書について ・ 3 ページの最下行の 1 行上「とりまとめ」と、6 ページの 6 3 行の「取りまとめ」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・ 5 ページの 2 0 行「義務付け」と、7 ページの 8 3 行「義務づけ」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・ 1 6 ページの脚注 7 の 2 行「子供」は「こども」のほうがよい。 ・ 5 ページの 4 行「アプリ提供者等」は「アプリケーション提供者等」のほうがよい。 ・ 3 ページの 1 5 行「第 86 号。」は「第 86 号」のほうがよい。 ・ 2 3 ページの 4 7 0 行「さらに」は「さらに、」のほうがよい。 ・ 2 3 ページの 4 5 1 行「(5) セキュリティ」は「(5) セキュリティ」のほうがよい。 ・ 1 9 ページの 3 8 8 行「分かりやすい」と、2 1 ページの 4 3 1 行「わかりやすい」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・ 6 6 ページの最下行「下線」は「下線部」のほうがよい。 ・ 5 7 ページの脚注 5 4 の 4 行「以下、」は「以下」のほうがよい。 【個人】	御意見を踏まえ、 ・ 「とりまとめ」を「取りまとめ」に、 ・ 「義務づけ」「義務付け」に、 ・ 「子供」を「こども」に、 ・ 「アプリ提供者」を「アプリケーション提供者」に、 ・ 「第 86 号。」を「第 86 号」に、 ・ 「さらに」を「さらに、」に、 ・ 「(5) セキュリティ」を「(5) セキュリティ」に、 ・ 「わかりやすい」を「分かりやすい」に、 ・ 「下線」を「下線部」に、 ・ 「以下、」を「以下」に 修文します。	有

【箇所】 利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案） P29 以降：スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（改定案・抜粋） 全般 【意見】 基本原則から「アプリケーション提供者等は、次に掲げる基本原則に従うことが望ましい。」となっており、本文も「望ましい」とか「期待される」といった用語が並んでいます。このような表現でどのくらいの事業者が当該指針を守るとお考えでしょうか。当該指針の位置付けがソフトローと呼べる存在ではなく、あくまで「理想」を書いている教科書のような位置付けであれば理解できますが、もしそれ以上の効果を期待したものであるならば、努力義務で逃げることもできる余白は可能な限り削ることが望ましいと考えます。 【個人】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
スマートフォンの機能が急速に進化を続けるなかで利用者情報を保護するために、国内の法制度、諸外国の動向、民間事業者の動向等を俯瞰的かつ横断的に検討し、時代に即した対応の在り方をベスト・プラクティスとして提示されたことについて歓迎するものである。 スマートフォン利用者情報・セキュリティ取扱指針の前文において、「本指針は、法令上義務付けられてはいないものの、スマートフォンにおける利用者情報を取り扱う上で実施することが望ましいと考えられる事項について、国内の関係法令や諸外国の制度の動向、民間事業者における取組等を参考に取りまとめたものである。」とあるが、位置づけについて曖昧さが	本指針は、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしたもので、その趣旨は指針の前文にも明確に示されていると考えますが、望ましい対応の記載の方法については、今回お寄せいただいた御意見も踏まえ、今後検討させていただきます。 このほか、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

残るため、報告案の第2章 2. 各論点に関する検討（1）位置付けにある「当該指針は、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとした。」という点と、「関係事業者が対応することが望ましいとされている事項について、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すことを今後検討すること」を追記していただきたい。 また、このベスト・プラクティスは、目指す（あるいは、超える）べき目標としての模範や標準として詳細な手法が紹介されており、普及啓発が重要であることから、より一層の周知徹底を図っていただきたい。近年新たに問題視されているダークパターン、プロファイリング、こどもの情報等について、諸外国の動向や事例を交えて問題のポイントが整理、解説されており、事業者にとって非常に参考になるものであると考える。一方で、情報収集モジュールはアプリ提供者側で完全にコントロールできるものではなく、また、こどもについても年齢確認が困難な場合もあるなど現実的な課題も少なくない。今後、事業者の意見を十分反映して実効性があると同時に過度な負担とならないように検討していただきたい。 スマートフォンのアプリケーションを提供する事業者は、その事業の性格上、日本国内の市場に閉じるものではなくグローバルに展開されることから、グローバルの規制に準じなければならない場面が多い。それに対して日本の規制は独自なものが多く、対応が複雑化していたが、本報告書案では法的義務のないベスト・プラクティスではあるものの、グローバル基準を意識したものであり、事業者の対応の単一化に資するものである。 一方で、外部送信規律において義務化されている WEB ブラウザーおよび関連する IoT 機器等の類似する機能等からの利用者情報の保護については		
---	--	--

検討が進まず、対象をスマートフォンのアプリケーションに限っている点については懸念が残る。また、内容についてもすべて法的義務のないベスト・プラクティスとしており、コンプライアンス意識の低い事業者を考えると実効性の観点から懸念があるかと考える。報告書案が目指す共同規制のあり方について実効性と柔軟性が両立する新たな方策を検討することで、国際競争力の観点からも日本のモバイル市場が劣後することの無いように注力すべきであると考え。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
ICT サービスの拡大するなか、電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護に向けて、国内制度の改正、諸外国等の動向、民間の取組等最近の動向等を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針を見直し、「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（改定案）」をとりまとめられたことについては、大変時宜を得たものであり、賛同いたします。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
・SPI は、アプリ事業者の守るべき規範となっており、アプリ提供者がこの機範囲国内ではデファクトスタンダード的になっていたが、ベストプラクティスとしたことで、アプリ提供者から混乱が起きるのではないかと（毎年SP0としてSPI実施状況を確認していたが、これとの関係もあいまいになるのでは。） また、いくつかの項目については、法的に必須の項目もあるため、注釈があってもよいのではないかと。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本指針は、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしたものです。一方で、望ましいこととされている事項について、法令において規制されている場合があることから、対応する事業者において混乱を招くことがないように、区別して記載すべきとの意見があったことも踏まえ、本指針に法的拘束力はない点を明記した上で、法令において規制されている場合には、その旨を付記する	無

	こととしたものです。法令において規制されている事項の記載の方法については、今回お寄せいただいた御意見も踏まえ、今後検討させていただきます。	
プライバシーに関する情報の取扱いにおいては個人情報保護法を基礎とし、電気通信事業法はじめ個別業法に別途定めがある場合はそれに従うことが前提である。また、データの種類や利用目的によっても個別に法令上の規律が適用される可能性があることから、法令に定めのある用語の定義や特定の行為を行う又は行わないことと記載されている箇所について、法令上の根拠を明示していただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	本指針は、法令から一步進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしたものです。一方で、望ましいこととされている事項について、法令において規制されている場合があることから、対応する事業者において混乱を招くことがないように、区別して記載すべきとの意見があったことも踏まえ、本指針に法的拘束力はない点を明記した上で、法令において規制されている場合には、その旨を付記することとしたものです。法令において規制されている事項の記載の方法については、今回お寄せいただいた御意見も踏まえ、今後検討させていただきます。	無
利用者保護に資する取組みであり、スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（改定案）」とりまとめの方向性に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
第3章 今後の課題		
現状でも様々な切り口で、極めて多くの情報を取得できるデバイスが存在することから、次回の改定を待たずに議論を始めることが急務とであると考えます。	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

(理由) スマートウォッチやスマートリングは利用者の身体情報を常時取得することが可能です。見守りカメラは被監視者の生活状況を常時取得することが可能です。また、スマートスピーカーや電子ペットは生活状況に加え、端末への声掛けの状況なども取得できます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】		
「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」では、すでにウェブサイトも含む個人情報等の取扱いが示されているところ、本指針との関係性を明確にすべきと考えます。仮に、同様の内容が本指針を含む複数の指針・ガイドライン等に記載される場合は、内容の平仄を合わせていただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】	今回お寄せいただいた御意見については、報告書（案）第3章の今後の課題の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無
ウェブサイト（＝ウェブページの集合）はスマートフォンアプリケーション（ソフトウェア）ではなく、スマートフォン利用者はブラウザアプリケーション又はアプリケーション内のブラウザを通じてウェブサイトを閲覧利用するものであり、仮に同じ情報を送信している場合であっても、ウェブサイトはブラウザアプリケーション又はアプリケーション内のブラウザの機能に依存して処理されることから、ウェブサイトについて議論する際は、ブラウザアプリケーション（ネイティブブラウザやサードパーティブラウザ）やアプリケーション内のブラウザについて技術的に十分に理解することが必要不可欠であると考えます。また、スマートフォン利用時に取得され得るデータは、情報の性質、利用目的、取得方法、保存場所が様々なことから、それらの情報がそれぞれの関係者にどのように取得、保管、利用され、その際にどのような制度的及び技術的な制約が課されるの	今回お寄せいただいた御意見については、報告書（案）第3章の今後の課題の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

か、十分に調査検討し、それらの事項に精通した専門家を交えて慎重に議論していただきたい。例えば、スマートフォンのブラウザで閲覧されるウェブサイトには、OS・ブラウザ提供事業者が講じている措置によって、スマートフォン内部の情報の取得やIDの利用などに、アプリケーションとは異なる仕組みや制約があることを明らかにした上で検討することが必要であると考ええる。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】		
別添 スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（改定案・抜粋） 1. スマートフォン利用者情報・セキュリティ取扱方針 1.1 総則 1.1.2 定義 ⑥情報収集モジュール		
「情報収集モジュール」に分析ツールや広告ネットワークを含むとあるが、本記載による定義からは、あえて記載する理由が読み取れない。情報収集モジュールには、アプリケーション提供者自身が情報を取得するものと、アプリケーション提供者が連携する第三者が情報を取得するものがある。第三者の情報収集モジュールには分析ツールや広告ネットワークの他にも様々なものがあり、コンテンツの配信や連携、サービスの利便性向上や改善、不正対策やセキュリティなど、アプリケーション提供者が各々の目的に応じて必要な機能をもつものを組み込んでいる。本記載の定義から、どのような理由により分析ツールや広告ネットワークを含むと記載する必要があるのか、また他の目的や機能をもつものはなぜ含まれないのか、あるいは含むとすれば記載しないのはなぜか、具体的な根拠を明示していただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	情報収集モジュールについては、代表的な例を注釈に記載しており、御意見のとおり情報収集モジュールは分析ツールや広告ネットワークのみならずその他の機能を有するものも含まれると考えます。	無

⑩プライバシーポリシー		
本指針において、事業者単位で作成されるものとアプリケーション単位で作成されるものの区別が曖昧である。企業全体のプライバシーポリシーやアプリケーション利用規約には、法令上求められている内容及びサービス利用のために必要な事項が規定されている。それに加えて、個別のアプリケーション用のプライバシーポリシーが必要だとするならば、内容が重複するようなものは避け、スマートフォンに限った固有の内容がある場合に限る、としていただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】	今回お寄せいただいた御意見については、アプリケーションの利用者が、自身に関する情報について、当該アプリケーションを利用することにより、どういった内容が取得され、どのように利用されるか等が確認できるようアプリケーション単位で策定されることが望ましいとして、2012年の策定当初示しているものですが、指針の注記6に記載のとおり、事業者単位で策定されたものも含まれます。	無
1.1.4 基本原則 ①透明性の確保		
「P22、449 行目のアイコン等を用いてアプリストアの個別ページに掲載する方法が考えられる旨記載することとした」とあるように、この項にも「アイコン等を用いる方法が望ましいとの追記を希望します。」 (理由) 小さなスマホ画面では視認性の問題が良く言われます。長文のプライバシーポリシーを読むのが苦痛で安易に同意する利用者が一定数いるため、重要事項は、標準化の考え方で、わかりやすい表示を推奨してください。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
図表 1：スマートフォンにおける利用者情報の性質を種類		
・Apple Store や Google Play がルールを定めているなか、日本独自の条件によってアプリ開発者のハードルを上げるような記載は避けた方がよいと思われる（海外のアプリメーカーは SPSI に準拠する可能性は低く、App Store や Google Play での項目との整合性を持つ形の方が望ましい）	今回の改定は、民間事業者からのヒアリング等を実施した上で、これらの事業者の取組を踏まえ実施しています。	無

【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】		
1.2 アプリケーション提供者の取組 1.2.1.1 プライバシーポリシーの作成 ②アプリケーション提供者が取得する利用者情報の項目等		
「主要な機能に関する情報」の定義が不明確である。スマートフォンを通じたアプリケーションの提供においては、現状のサービス・機能を提供することそれ自体について情報収集が必要な場面の他、将来的なサービス・機能の最適化・効率化を行うために情報収集を行う場合もあり、こうした最適化・効率化を目的とした情報収集も「主要な機能に関する情報」に含まれ得ることを明確化していただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】	いただいた御意見については、個別のアプリケーションごと、収集及び使用する情報、目的によって判断されることとなりますが、機能の最適化・効率化が目的である場合においても、利用者情報の取扱いが利用目的との関係において適切で関連性があり、かつ、必要最小限の範囲とすることが望ましいと考えます。	無
⑤第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項		
・海外へのデータ送信について、厳格化されたことは賛同いたします。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
アプリケーション提供者が利用する情報収集モジュールであっても、①～⑥に記載の情報が十分に公表されておらず、また、情報収集モジュール提供者に問い合わせを行っても適格な回答が得られない場面がある。そのような場面を踏まえ、①～⑥に係る情報が得られない場合にこれに代えて記載をするべき内容を示していただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、本指針1.2.2「情報収集モジュール提供者の取組」において、スマートフォンから利用者情報を収集する情報収集モジュール提供者は、アプリケーション提供者と同様に、①～⑥に係る情報等を含むプライバシーポリシーを作成・公表することが望ましいと規定しています。また、アプリケーションの利用者に対する通知又は公表に関しては情報収集モジュール提供者自身が実施することは困難であり、アプリケーション提供者を介して行われることが想定されるた	無

	め、情報収集モジュール提供者は、関連する内容を含むプライバシーポリシーを公表し、アプリケーション提供者へ通知することが望ましいと規定しています。	
「情報収集の実態を明らかにする上で」とあるが、本記載は何らかの法令上の義務を前提としているか、ご教示いただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	御指摘の記載については、いかなる場合も法令上求められるものではありません。ただし、アプリケーション提供者が、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際には、電気通信事業法の外部送信規律が適用されるため、あらかじめ、送信される利用者情報の内容等を通知又は公表等を行わなければならない、情報収集モジュールを通じて収集される情報の内容等を把握する必要があると考えます。	無
「説明する」とあるが、どのような行為を指しているのか、また、通知・公表とは異なるのか、具体的に記載していただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	通知・公表いずれの形でもよいものと考えます。	無
本記載の①ないし⑥の各項目の記載内容や記載方法が、それぞれ法令上の義務によるものか、推奨であるか、前提となる法令上の根拠とともに明らかにして記載していただきたい。 なお、電気通信事業法の外部送信規律においては、アプリケーション提供者がサービスを提供するために必要な情報を送信する場合（アプリケーション提供者自身に送信する場合や、目的によっては第三者に送信する場合も含まれる）や、同意取得やオプトアウト措置などの例外もあると認識しているが、それらも考慮の上記載いただきたい。	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。その上で、①～⑥に係る法令については、網羅的なものではありませんが、例えば②③④⑤については電気通信事業法第 27 条の 12（外部送信規律）が関係すると考えます。	無

【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】		
(1) 当該アプリケーション提供者以外の第三者が提供する情報収集モジュールの「③取得される情報の項目、④利用目的、⑤第三者提供・共同利用の有無等」は、情報収集モジュール提供者のみが正確に記載し得る事項であるため、アプリケーション提供者は、情報収集モジュール提供者がこれらの事項を記載しているウェブページのリンクを表示することが合理的である。したがって、アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者による取組を確実なものにするためにも、情報収集モジュール提供者が当該事項を記載しているウェブページの「リンクを張る等により代えることも可能」であることを、脚注ではなく本文に記載していただきたい。 (2) 「情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合」とあるが、この場合の「明示」とは、個人情報保護法にいう「明示」ではなく、電気通信事業法第二十七条の十二にいう「通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置」かれている状態と理解してよいか。 なお、当該アプリケーション提供者以外の第三者が提供する情報収集モジュールの多くは、利用者本人との直接の接点を持たず、電気通信事業法の外部送信規律においても、「通知等すべき事項が記載された送信先のウェブページへのリンク」(電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第51条の解説7-2-3)とされていることも踏まえてご教示いただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	(1) 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。 (2) 「明示」は具体的な法律上の文言を想定したものではありません。	無
(1) 「利用者の求めに応じて情報送信の停止(オプトアウト)の機会を提供することが望ましい」とあるが、アプリケーションにおけるオプトア	(1) 本指針上、オプトアウトを技術的に実現する方法は限定しておらず、ご指摘のような方法も否定	無

ウトは、OS が提供する機能によって取得が停止される設定を利用することが一般的かつ合理的であることから、オプトアウトの機会を提供する場合、利用者に OS の設定方法を記載することで足りると理解してよい。即ち、例えば、広告 ID は、OS 提供事業者が発行し管理するものであり、OS の設定によって確実なオプトアウトが提供されている。また、アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者自身が安全かつ確実にオプトアウトを行える機能を各々開発して提供することは、技術的にも困難である。 (2) 情報収集モジュールによる利用者情報の外部送信は、アプリケーションのサービス提供に必要な情報や不正対策やセキュリティの目的など、取得される情報の種類や利用目的によっては、情報送信の停止が適切ではない場合がある。そのような場合は、オプトアウトの機会を提供する必要はないと理解してよい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	されないと考えます。 (2) 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	
「情報送信の停止」とあるが、ウェブサイトにおける Cookie を利用したオプトアウトは、「送信の停止」ではなく「利用の停止」であることが一般的であり、電気通信事業法の外部送信規律におけるオプトアウト措置においても、送信又は利用の停止とされている（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第 51 条第 6 項第 4 号ロ①）。アプリケーション内のブラウザを通じた情報取得（34 頁補足 4）に関して、アプリケーション提供者がオプトアウトの機会を提供する場合において、利用者の権利利益を実効的に保護するため、「情報送信の停止」ではなく「情報送信又は利用の停止」が適切ではないか、実態を確認の上記載いただきたい。 なお、ウェブサイトにおける一般的なオプトアウトが「情報送信の停止」でない理由は、情報送信プログラムにより情報を取得する事業者において	今回お寄せいただいた御意見を踏まえ、「情報送信又は利用の停止」と修正させていただきます。	有

は、利用者のオプトアウトの選択を記録し、事業者側においてオプトアウトされた利用者である旨を認識するための Cookie が必要であり、そのための情報の送信は停止されないためである。（この点に関連して、欧州委員会が公表したクッキー誓約書案についての参考資料（報告書案 75 頁上段、誓約書案 G 項）に「消費者の拒否を記録する Cookie は、消費者の選択を尊重するために必要である」とあり、その記載のとおりであると考えている。） 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】		
⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続		
変更を行ったとき、及び変更により利用者情報の変更が行われる場合には、利用停止をできるか、また、利用停止後にアプリケーションの利用が可能かについても記載することが望ましいと追記を希望します。 （理由） P53(3) の 3 番目の項に同意取得の必要性の記載がありますが、プライバシーポリシーにも記載を望みます。アプリを長期間利用していた場合は、ロックイン状態になっているため、変更内容に納得がいらず利用を停止したいと思ってもできなくなっている可能性があるためです。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本指針の「1.2.1.1 プライバシーポリシーの作成⑨利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項」において、「利用者情報の取得・利用の停止を利用者が求めることができるか否かをプライバシーポリシーに記載するとともに、停止を求める方法や停止後にアプリケーションを継続して利用することが可能であるかについて記載することが望ましい」旨記載しています。	無
1.2.1.2 プライバシーポリシー等の運用 （１）通知・公表又は同意取得の方法		
個人情報の取扱いに関する必要な情報はプライバシーポリシーに全て記載されているべきであり、削除して支障のない情報は含まれていない。この観点に立てば、概要はプライバシーポリシーに含まれる情報を一切削ることなく作成する必要があるが、そのような概要に何ら付加価値があるようには思われないにもかかわらず、アプリケーション提供者にとって過大な追加負担をもたらす。さらに、アプリ利用者が簡略化された概要だけを読	「プライバシーポリシーの分かりやすい概要」に関する記載については、初期の SPI から望ましいものとして示しており、アプリストア運営者による取組等により一定程度取組が進んでいるものと承知しております。	無

んでプライバシーポリシー自体を読まないで利用を開始することも可能となるため、不正確・不十分な情報をアプリ利用者に提供してしまうリスクを懸念する。したがって、該当する箇所については削除を検討いただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】		
法的拘束力のない指針とはいえ、電気通信事業法でも開示しか求められていないものを、個別同意まで求めることは過剰ではないか。利用者の同意疲れも懸念される。 【アマゾンジャパン合同会社】	今回の見直しにおいて、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしたものです。	無
OS事業者が提供するアプリストアにアプリ事業者がアプリを掲載する際には、OS事業者のデベロッパーポリシーにより表示が義務付けられている情報がある（現在、iOSにおいては「プライバシー規約」と「ユーザに関連付けられたデータに関して収集されるデータの項目と利用目的」が、Androidでは「プライバシーポリシー」「共有されるデータ」「収集されるデータ」が、簡単にではあるが網羅的に表示される仕様のようである）。このような現状を鑑みれば、OS事業者がアプリストアに掲載するアプリに対して求める内容について条件を課すほうが簡便ではないかと考える。OSによるパーミッションに依拠しないように、といった指摘があるが、依拠できるような仕組みを構築すべきではないか。 【アマゾンジャパン合同会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
②センシティブ情報		
センシティブ情報については、「人種・信条・病歴等のほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する利用者情報」と定義されているが、当該定義は曖昧である。「セン	今回の見直しにおいて、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、海外の規制の動向等を踏まえ、センシティブ情報の内容や取扱いについ	無

シティブ情報」という用語は個人情報保護法上も電気通信事業法上も定義されていないものであり、新たな情報のカテゴリを作ることは慎重に検討いただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】	て記載しています。	
「センシティブ情報を予測・生成する行為」は原則として実施しないことに異論はないが、その行為がセンシティブ情報の「取得」につながるとの記載について、個人情報保護法制においてこれらの「予測・生成」は「取得」に含まれるとの整理はされていないと理解しているところ、この場合の「取得」の定義と法令上の根拠があればご教示いただきたい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	御指摘の部分は、プロファイリングによりセンシティブ情報を予測・生成する行為は、センシティブ情報の取得そのものではないため、「取得につながるおそれも否定できないと考えられる」と記載しております。	無
③こどもの利用者情報		
こどもの利用者情報の項では、「望ましい」ではなく、「強く望まれる」「必要である」等の表現に変更してください。 (理由) こどもは、契約など様々な場で保護されています。他の項目より、強い表現が必要と思われます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
【意見】 スマートフォン利用者情報・セキュリティ取扱指針は、スマートフォン利用者の不安を解消し、利用者が安全に利用できるよう関係者の役割が記載されている重要なものですが、前文に記載があるとおり利用者のリテラシーレベルは多様化していると考えます。 その要因の一つとして低年齢からの利用が進んでいることが挙げられると思いますが、このような判断能力が発達途上な段階にある青少年に対して	今回お寄せいただいた御意見を踏まえ、今後の課題として検討を行ってまいります。	無

はより一層の配慮が必要と考えています。 本改訂案では、利用者の属性に応じた配慮として、こどもの利用者情報の取扱いが追加されておりますが、そもそも、そのような取扱いが必要とされるのは、こどもが発達途上の段階であるに鑑み、それに対応した配慮を要することによるものです。であれば、こどもに対する配慮に関しては、利用者情報の取扱いのみならず、さらに視野を広げて、青少年保護の観点から取り組むべき事項、望ましい事項について、検討が行われることを要望いたします。 また、スマホ利用一般に関しても、アプリ提供者のみならず、アプリストア運営者その他の関係事業者等が、幅広く、青少年が安心・安全にサービスを利用できるよう適切な環境の整備に取り組むことが重要と考えています。 【一般社団法人 安心ネットづくり促進協議会】		
・ こどもの利用者情報の扱いについては、現在実施中の個人情報保護法の改正の中で議論されていることもあり、個人情報保護法と矛盾のない形として頂きたい。また、望ましい同意方法の事例があった方がよいのではないか（過度な同意はアプリ提供者の負担になりかねなく、また、現実問題として自己申告制での利用である以上、防ぐことは困難であると思われる）。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
プライバシーポリシーについて、利用者の年齢に適した明確な表現で記載するとあるが、明確な表現に関する基準が示されておらず、不明確である。プライバシーポリシーを簡略化したり、別途こども向けのポリシーを準備したりすることで不正確・不十分な情報をアプリ利用者に提供してし	今回の見直しにおいて、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、海外の規制の動向等を踏まえ、こどもの利用者情報の取扱いについて記載しています。個人情報保護法の3年ごと見直し	無

まリスクも懸念する。 個人情報保護法の三年毎見直しの過程でもこどもの個人情報保護が焦点の一つとして議論されている状況下であることを考えると、こどもに対する積極的な説明について、本 SPI で先んじて事業者に個別の負荷をかける方向性を示すべきではなく、個人情報保護委員会における議論を注視し、平仄を合わせていくべきではないか。 【アマゾンジャパン合同会社】	については、個人情報保護委員会において適切に対応されるものと考えております。	
・アプリケーション提供者が、提供するアプリの実利用者を正確に把握することは不可能なため、提供する全アプリにおいて対応が必要となる可能性があると想定されます。 ・一方、アプリサービス提供における同意取得は、web 画面等専ら非対面にて行われ、実際のアプリ利用者の年齢確認や法定代理人等の同意取得を行う機会の設定が困難、かつ同意取得を行う場合でも法定代理人等からの正確な同意取得の担保が困難と想定されます。 ・そのため、アプリ利用者の年齢確認及び法定代理人の同意取得について、有効かつアプリケーション提供者が広く取扱い可能な同意取得方法事例を紹介いただくことを要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無
現在、個人情報保護委員会でも、「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直し」において、「こどもの個人情報等に関する規律の在り方」の検討が進められていることから、スマートフォン利用者情報取扱指針（以下、「本指針」。）の改定に当たっては、当該検討とも平仄を合わせていただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

(1) こどもの保護を優先した広告関係事業者の取組として、こどもをサービス（ターゲティング広告を含む）の対象から除外するために、年齢の登録を求めたり、取得した情報等から年齢を推定するなどして、こどもの利用者情報を利用することがあるが、こどもを対象としないサービスの提供において、年齢に関する情報の取得を要しない場合には、こどもか否かを確認することのみを目的として、全ての利用者に対して事前に法定代理人等から同意取得の上での情報の取扱いを行う必要まではないとの理解でよい。 (2) 年齢にかかわらず広く一般に提供されるサービスにおいては、年齢情報を取得しない場合には、こどもかどうか判別できず、こどもの利用者が含まれる可能性があるが、利用者情報の取扱いに当たって、こどもであることを調査することまでは要しないとの理解でよい。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】	(1) 本項目は全ての利用者に対する事前の法定代理人等からの同意取得について記載しているものではありません。 (2) こどもを対象とせず広く一般に提供するサービスについて、利用者情報の取扱いに当たっては、必ずしもこどもかどうかを調査することが必要であるとするものではありません。	無
④利用者行動のトラッキング		
記載することに賛同します。 併せて「同意」することの重さを各自が感じることができるとの啓発が大切と考えます。 （理由） 消費生活相談の現場では、安易に同意をしてトラブルを招いている実態があるからです。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
(1) 行動履歴情報を蓄積・分析して端末やブラウザを識別して広告を出し分ける行動ターゲティング広告については、「透明性・アカウントビリティの確保」（データの取扱いについて分かりやすい説明を行い責任を	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

果たすこと」と「選択・コントロールの機会の確保」（データの取得又は利用の可否の選択や設定の確認・変更を容易に行える手段を提供すること）を原則とする当協会が定める業界自主ガイドラインによる取組によって規律されている。このような広告関係事業者における自主的な取組を尊重いただきたい。 (2) アプリケーションにおいて広告のために安全に端末を識別し、利用者にコントロールを提供するためには、広告 ID を利用することが推奨されるが、広告 ID は、OS 提供事業者が端末ごとに発行し管理する識別子であり、その仕組みや性質はブラウザ Cookie とは異なる。例えば、現在、iOS の広告 ID である IDFA は、利用者の許可を得なければ取得できずトラッキングを行うことができない仕様となっているが、そのような OS 提供事業者による制約がある場合は、当然その制約にも従うべきである。そのような広告 ID の性質について、本記載又は図表 1（39 頁）に記載してはどうか。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】		
⑤契約者・端末固有 ID 等		
本記載は、個人情報に準じた形で利用目的の範囲内であればアプリケーション提供者等が端末固有 ID を自由に取り扱うことが可能であるかのような印象を受けるが、実態として、現在の端末固有 ID には、OS 提供事業者によってプライバシーやセキュリティ上の懸念への対応がなされているものがある。例えば、iOS の UDID は、アプリケーション提供者等が端末識別のために取得して用いることはできない。また、各 OS の MAC アドレスは、端末のトラッキングを防ぐランダム化の実装が進んでいる。ブラウザ提供事業者においても、ユーザーエージェントの文字列を縮小したり、IP	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

アドレスを秘匿する機能を実装するなど、フィンガープリントによる端末識別を防ぐ取組を強化している。これらのプライバシー保護やセキュリティ対策の状況を踏まえて、本記載又は図表1（39頁）に実態に即した記載を追加してはどうか。 【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】		
⑧スマートフォンのアプリケーションの利用履歴やスマートフォンに保存された写真・動画		
グループ企業間で他アプリケーションの利用履歴等につき、個人情報保護法上の共同利用を行う場合は、「サービス提供のために必要な範囲で用いられる」場合であり、また、すでに共同利用として、個人情報保護法によって求められる一定程度の明示がなされることから、アプリケーションが異なったとしても、利用者において一定程度予測ができるため、分析、広告配信・表示やマーケティングを目的として取得されることも許容されるものと考えられる。そのため、注44の後段は削除されたい。 【アマゾンジャパン合同会社】	今回の見直しにおいて、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしたものです。	無
（2）利用者関与の方法		
対応を評価します。その上で、将来的には、記載を義務付けることと、撤回の申し出があった場合は必ず撤回手続きを行うことを記載するべきと考えます。 （理由） 本来、「同意」は事業者等から提示された内容をよく確認し、納得した上ですべきものですが、一般の消費者は時間の制約や提示内容が多いことなどから、よく確認せずに「同意」をしている場合がよく見られます。ダークパターンでも、このような習性を利用したのがあります。このような実情から、同意の撤回ができることとその方法についてプライバシーポリ	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無

シー等に記載することは重要です。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】		
通常、利用者情報には、サービス利用に必要な情報や不正防止のために保持が必要な情報が含まれるため、同意の撤回は、すなわちサービス利用の停止を意味する。現行法では、サービス利用停止時に利用者が事業者に対してデータの削除を要求できるため、同意の撤回ではなく、サービス利用停止に伴うデータ削除要求のプロセスで十分である。したがって、同意撤回の機会を提供する必要はなく、サービス利用停止に伴う対応で足りる整理としていただきたい。 また、利用者がサービス利用は継続しつつ同意の撤回を希望する場合、利用目的の達成に必要な範囲内での取扱いであり、技術的理由から利用者情報の利用停止が困難な場合は、同意の撤回を認めなくてもよい、という整理としていただきたい。利用者情報の取扱状況によっては、情報の利用を停止しつつサービス提供を継続することが技術的に困難な場合があるため。 【アマゾンジャパン合同会社】	今回お寄せいただいた御意見について、利用者が利用者情報の範囲・取扱方法について同意した後に、当該同意を撤回することは、御指摘のとおりサービス利用の停止につながることもあれば、当該同意の撤回の範囲等によっては、必ずしもサービス利用の停止につながらないこともあるものと考えます。	無
1.2.1.6 ダークパターン回避の対応		
ダークパターンについて、「判断の線引きは難しい面もあるが、具体的に例示が必要ではないか。」と寺田構成員の指摘に賛同します。 ただし、マーケティングや心理学等の観点から諸外国等で分類されているダークパターンには、ダークパターンに当たらないのではないかと思慮するものもあり、日本国内の商慣習や国民性などを鑑みて判断されることを望みます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

意見 1 記載にはダークパターンの具体的な例も示していただくことを要望します。 意見 2 日本では違法とはされておらず、既存の規制の枠組みでも対処できるものであっても、諸外国の取組などを参考にして、禁止も視野にいた法制度整備を希望します。 (理由) 例えばダークパターンは、消費者に「経済的損失」「プライバシーに関する被害」「心理的な被害」「時間の損失」など、様々な影響を及ぼす可能性があるためです。 意見 3 賛成します。 (理由) 定期購入やレスキュー商法など、まさに欺瞞的なダークパターンにより、消費者をだます表示が横行しています。消費生活相談の現場には、それらの相談が多数寄せられています。 EU の DSA においてダークパターンが明示的に禁止されている (P10) ことを踏まえ、SPI では、同意の取り方や、ダークパターン等の禁止を記載すべきと考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	御意見 1 については、本指針 1.2.1.6 において欧州データ保護会議 (EDPB) や OECD のガイドライン等を参考に具体的な例を記載しております。 御意見 2 については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 御意見 3 については、本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
ダークパターンの類型が列挙されているが、ダークパターンについては消費者庁、公正取引委員会等でも議論が行われている分野である。関連省庁との緊密な連携により、政府全体として平仄の取れた方向性を検討いただ	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無

きたい。		
【アマゾンジャパン合同会社】		
利用者情報取の扱いについて利用者へ十分な説明を行ったうえでポイント付与等の経済的価値を提供することは、ダークパターンに該当しないことの明確化を要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	本指針にて示しているのは、あくまで欧州データ保護会議（EDPB）や OECD のガイドライン等を参考に記載した具体例であり、ポイント付与等の経済的価値を提供するものがダークパターンに直ちに該当するものではないと考えられます。	無
1.4 セキュリティの確保に係る取組		
WG の同社配布資料には、スマホは常時ネットワークに接続された状態で利用者が携帯することから、利用者の行動履歴や通信履歴等の情報を多数収集・蓄積することが可能とあります。セキュリティと自身の情報を安易に流さないためにも、利用者の意図しない利用者情報の取扱いの実態について、更に周知すべきと考えます。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
・プライバシーバイデザインに加え、セキュリティバイデザインの考えが組み込まれたことは賛同いたします。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】	本文の記載への賛同の御意見として承ります。	無
・1.4.2 のアプリストア運営事業者に対する要求が、Google Play や App Store でも実施していない対応が多分に含まれており、非現実的であり、両マーケットに合わせた対応にすべきではと思われる（いわゆるスマホ新法により、3rd パーティーマーケットの参入が考えられているが、過度な要求はこれらマーケットの参入障壁にしかなら言えないと思われる）。 →アプリストアとしての基本的対応の例にある、業界標準の暗号化技術の使用やセキュアコーディングの実施はアプリ開発者のスキルに依存して	今回の見直しにおいて、報告書（案）P9 に記載しているとおり、「スマートフォン利用者情報取扱指針においては、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載すること」としております。その上で、いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

おり、個人アプリ開発者がいるなか、不用意にハードルを上げるものではないと思われます。) →脆弱性があるアプリケーションへの対応で、アプリケーション提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有しているについては、脆弱性の対応は国内では、情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインに基づいて運用されており、アプリマーケットが関与する部分ではないと思われます。 →アプリケーション提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリケーションが最新版にアップデートされるよう促すなど、必要な対応を取る、の部分ですが、アップデート通知機能は、アプリマーケットアプリが更新情報を通知するための機能であり、脆弱性の対応に限定したものではないため、ここに記載するのは若干違和感があります（更新通知は、アプリ起動時にサーバに更新確認を行い通知を出すなど、アプリ側で実装すべき機能と考えます）。 【一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会】		
その他		
TikTok などの中国のアプリは安全保障上、危険なので使用禁止にしてほしい。中国には、国家情報法などがあり、明らかに危険だ。現にアメリカなどでは規制を強めている。 今、中国のアプリに規制をかけていないが、安全保障に影響を与えないという根拠はあるのか？根拠を示していただきたい。 日本の行政は中国に甘すぎる。ハニートラップでも仕掛けられているのか	本報告書（案）は、安全保障上特定のアプリを規制することを検討したものではありません。	無

不安になってしょうがない。	【個人】		
---------------	------	--	--

共通

提出された御意見	御意見に対する考え方（案）	御意見を踏まえた案の修正の有無
今役所がこのテーマにギャアギャア言い始める理由がわからない 悪いことやろうとしてるような空気を感じる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？ 【個人】	ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会では、利用者情報の更なる保護及び ICT サービスの不適正利用への対処に関して議論を行っており、今後の検討の参考とするため、今般とりまとめた「利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）」及び「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案）」について広く意見を募集することとしたものです。	無
利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案）及び不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（案） いずれも良い内容であるため、これを情報活用能力の向上に資する教材へと昇華させるよう本稿意見者は要望する。 【個人】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、検討を進めて参ります。	無